

1. 令和7年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和7年6月13日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	11 番	長 岡 文 男
12 番	田 代 まさよ	13 番	田 中 義 久
15 番	森 藤 文 男	16 番	原 喜与美
17 番	野 田 かつひこ	18 番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10 番	本 田 教 治
------	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信

国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務御苦勞さまであります。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は、10番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますので、よろしくお願いいたします。

ここで皆様をお願いを申し上げますが、携帯電話をお持ちの方は、電源はお切りになるか、またマナーモードにさせていただくようよろしくお願いいたします。

本日も傍聴に来ていただいている方、本当にありがとうございます。

郡上市議会の傍聴規則第8条によりまして、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 長岡文男議員、12番 田代まさよ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんにて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含めて40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされるようお願いいたします。

◇ 大 坪 隆 成 議 員

○議長（森藤文男） それでは、2番 大坪隆成議員の質問を許可いたします。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） おはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

令和7年度の議会において、山川市長が初めて作成される当初予算に、私も議員として審議に挑みました。予算というのは、選挙で選ばれた市長が選挙で選ばれた議員に対して説明をし、そして

同意を得て行う市民との約束なんじゃないかなというふうに思います。その約束を議員としてしっかりとチェックをしていき、必要であれば修正も要求していく、そして、そのことをしっかりと市民に説明していく、これが議員の役割なんじゃないかなと改めて思っています。そんな議員の役割を果たしたいと思って今回は一般質問させていただきます。答弁よろしくお願いします。

今回は、まず、図書館について質問させていただきます。

公共図書館は全ての市民に対して公平に情報へアクセスできる環境を保障する場であり、その基本的機能については国も一定の方針を示しています。

スライド、お願いします。

文部科学省の図書館の設置及び運営上の望ましい基準では、図書館資料の収集に関し、「新聞の全国紙・地方紙、視聴覚資料など、多様な資料の整備に努めること」と明記されており、新聞や雑誌の提供は図書館が開かれた情報提供の場として機能する上で基本的な要素とされています。

こうした基準を踏まえつつ、本市の令和7年度予算編成を見てみますと、図書館管理運営経費は設備更新等により前年度比で約481万5,000円の増額となっている一方で、図書購入費は131万7,000円の減額、雑誌・新聞購読費は166万8,000円の減額と、資料購入に関する予算約300万円が減額されています。

この予算編成に基づき、雑誌購入は全て廃止、新聞購読も白鳥本館のみに限定され、これまで行われていた八幡分館や分室での新聞・雑誌の提供は中止されました。

令和6年度第2回郡上市図書館協議会の議事録によれば、委員からは、新聞・雑誌の購読数が減少することについて、影響が大きいのではないかと意見が出されています。これに対して、担当課長は、新聞は資料の保存を目的として本館で責任を持って行う。財政状況から何を優先すべきかを検討し、今年度は一般書や児童書を優先して購入する。いただいた御意見を基に、令和8年度に向けてあらためて検討していくと説明しています。つまり、図書館協議会の中では、新聞購読は白鳥本館のみとする方針が明確に説明されていたことになります。

スライド、お願いします。

ところが、こうした方針に基づいて4月1日に八幡分館から新聞が撤去されたわずか2週間後、4月12日には、何の事前説明もなく、新聞購読が再開されていました。

市民の方からは、新聞がなくなったことに対して少し寂しいという意見がありましたが、私自身も予算に賛成した立場から、市の状況だとか本館で資料はしっかりと保存していくという説明をさせていただいた後に、12日に新聞が復活していたということで説明に困る場面がありました。

この一連の経過は、当初の方針と異なる運用が行われたにもかかわらず、その判断の経緯や理由が市民にも議会にも示されていないという点で、ガバナンスの透明性や説明責任の観点から、看過できない問題だと受け止めています。

先ほども言いましたが、令和7年度当初予算には、私自身も財政健全化の観点から賛成票を投じました。ただし、採決に際しては、市民への十分な説明と施策実施後の評価・見直しを執行部の責任で行うことという附帯決議をつけさせていただいています。

この趣旨を踏まえ、以下の点について伺います。

八幡分館での新聞購読再開の判断はどのような経緯で行われたのか。図書館協議会で示された白鳥本館のみに限定するとの説明との整合性についても併せて聞かせてください。

2つ目、令和7年度の新聞購読費の予算は31万2,000円です。本館及び追加された八幡分館で合計12紙を年間購読すると、この額では足りないと思われます。不足する分についてはどのように措置されるのか。今後、より一層充実させると言っている一般書・児童書の購入費の流用は認められないと思いますが、補正予算等を検討されているのか、予算措置についてお聞かせください。

3つ目、雑誌の購読中止について、市民や図書館利用者からどのような御意見が寄せられているか。いみじくも本日新聞で取り上げられていましたが、いろんな意見があるかと思いますが、市が把握している範囲内で構いませんので聞かせてください。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

まず、新聞購読についての回答をさせていただきます。

郡上市の新聞代につきましては、総額が年間140万円であったことから、市役所本庁、教育委員会、振興事務所等、全体的に廃止や削減を行った経緯がございます。

図書館の新聞につきましては、全国的な情報や地域に根差した情報源として新聞の役割は大きいものでありますが、特に郡上を知る学習や研究などをサポートする目的で、郡上に関する郷土資料として収集し永年保存しております。このため、当初、白鳥本館で6紙、はちまん分館で1紙の購読といたしました。

しかしながら、市民の皆様方から、新聞がないと情報が得られなくなるなどの御意見をいただきました。これらの声を真摯に受け止め、改めて検討した結果、広大な郡上市域において、白鳥本館のみでの新聞購読では市民の皆様の情報アクセスを十分に確保できないと判断いたしました。

特に、高齢者や経済的な理由でデジタル機器を所有していない方々にとって、公立図書館で新聞を読むことが重要な情報源となっていることを再認識いたしました。

また、若い世代に対しても、多様な情報源に触れられる機会を提供することは、メディアリテラシーの向上という観点から極めて重要であると考えております。

これらの理由から、市民の皆様の情報アクセス権を保障し、地域の知の拠点として図書館の役割を全うするため、はちまん分館においても、令和6年度と同じ6紙の購読を再開することにいたし

ました。

また、6月4日の令和7年度第1回郡上市図書館協議会におきまして、はちまん分館の新聞購読の再開について、先ほどの理由を踏まえて、市民サービスの迅速な対応として説明をさせていただきました。

続きまして、予算措置の方針でございますが、図書購入費については、図書資料の充実とニーズを判断材料に、当該年度の財政状況も見極めつつ予算額を決定しております。

今回、図書購入費から再開した新聞代を支出することになれば、当初の見込みより一般書の購入冊数が減少いたします。

今後の予算措置の対応といたしましては、図書館の在り方を検討する中で、図書資料の購入については令和8年度当初予算で不足分を対応してまいりたいと考えております。

続きまして、市民等からの御意見でございます。

新聞・雑誌の購入を中止したことにより、利用者の皆様方からは大変多くの声をいただいております。

主だったものには、「図書館は情報収集の根幹となる場所であるため、新聞や雑誌を置くことは図書館の務めである」や、「市民が有意義な時間を過ごす場所、大事な居場所の一つとして図書館がある。そこに新聞や雑誌が仲介することで、より市民と図書館をつなげていたのではないか。大変残念である」といった声をいただきました。

同様に、郡上市図書館協議会においても、委員の意見は図書館利用者を代表するものであるとして積極的に聞き、評価に生かしていく必要があると考えております。

令和6年度第2回郡上市図書館協議会においては、1人の委員からは、雑誌・新聞が減ることによる影響は大きいのではないかという意見が出され、担当課長より、令和7年度に市民の皆様からいただいた意見を基に令和8年度に向けて検討していくと回答させていただいております。

ここで補足として、先ほど触れました図書館運営協議会について、補足説明をさせていただきます。

図書館法が定める第14条図書館協議会には、公立図書館に図書館協議会を置くことができるとあり、郡上市においても、郡上市図書館設置条例第4条の規定に基づき郡上市図書館協議会の設置を定めており、学識経験者、校長会代表の図書館担当校長、学校図書館司書、園長代表、利用者代表など7名の委員から成る郡上市図書館協議会を設置しております。

また、同条例の第5条におきまして、「協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館業務につき、館長に対して意見を述べることができる。」とあることから、郡上市図書館協議会は年2回程度開催しております。その中で、図書館の運営方針、事業計画、事業報告及び当初予算等を議題に上げ、委員から意見をいただいております。

利用者や委員からの声はどんな声でも全て控えており、評価することによって、来年度方針に生かしております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) 予算編成をする中で、新聞については白鳥本館のみでいいんだという判断されて予算編成されて、私たち議会もそれを承認したと。その後に、市民の声があつて迅速に判断を検討したと、そういうふうに取り扱しました。

山川市政は、現場主義と。現場の声を聞いて、臨機応変にいろんな対応をしていくということで、そういった対応の一環かとは思われますが、予算審議の中でもう少し市民の声を聞かれるような、図書館協議会の声を聞かれて検討していくような、また議会にも新聞の購読については特段説明がなかった。資料には書いてあったので、しっかり見て質問していかなきゃいけない立場ってのはよく分かりますが、説明がなかったという点では、もう少しコミュニケーションができて、いい予算がつくり上げていければいいなというふうには思います。

続いて、今回の一般質問に当たり、市内の旧7か町村に1か所ずつ設置されている本館、分館、分室の7施設を全て訪問してきました。

利用者や図書館職員の皆さんからは、家の近くに図書館があることはありがたいという声を多く伺いました。一方で、1日当たり利用者が10人前後にとどまる分室もあり、人口減少の中で今後も現在の図書館体制を維持することの是非について改めて考える機会となりました。

また、図書館の方からは、実は多くの方が図書館に行かず、ホームページを通じて本を予約して、翌日には最寄りの分室で本を受け取るサービスを利用しているんだということ、さらに県立図書館や他自治体図書館の蔵書も郡上市図書館を通じて借りることができる広域的な連携サービスがあることも伺ってきました。

ここで、図書館の役割というものを本へのアクセスを保障すると、こういう点で捉えたとすると、アクセスには大きく分けて2つの基準があると思います。1つは物理的な距離、もう一つは資料の質と量です。

しかし、距離のアクセスを優先して図書館の配置を維持していく場合、どうしても運営コストは高止まりするし、結果として資料の質や量などサービスの充実が犠牲になってしまいやすくなると思います。実際、令和7年度の図書購入費の削減はその象徴的な事例ではないでしょうか。

以上踏まえて伺います。

令和7年度における図書の購入冊数は、前年度と比較して何冊程度減少する見込みでしょうか。

次に、この図書購入数の削減について、図書館協議会での議論や利用者からの意見収集・評価は

行う予定がありますか。

3つ目に、図書館ホームページを通じた予約受け取りサービスについて、これまでの利用実績と現在の課題をどのように把握し、今後どのように展開・改善していく予定か、お考えを聞かせてください。

最後にもう一つ、図書館協議会では、人口減少の中で図書館の在り方を考えるという説明がされています。今後の図書館の運営について、どのような方向性で議論を進めていかれるのか。公共施設適正配置計画では、地域の総合的な活動拠点として生涯学習センターに図書館機能は含まれており、各地域で、7か町村ごとに1か所ずつ設置していくという計画がありますが、この計画を修正することも視野に入れて考えてみえるのかも含め、お考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは前段3つを答えさせていただき、最後の質問については教育長のほうから回答させていただきます。

まず、前年に比べ何冊程度の減少になるかについてでございますが、令和7年度の図書購入冊数につきましては、前年度と比較して約930冊の減少を見込んでおります。

その理由といたしましては、令和6年度は968万円の予算で5,574冊の図書を購入いたしました。1冊当たり平均単価が約1,800円であり、令和7年度も同様に1冊当たり1,800円と仮定いたしますと、今年度の予算836万円では4,644冊の購入にとどまる計算となります。結果として、約930冊の減少が見込まれます。

続きまして、意見収集・評価についてであります。

図書館運営に関する市民の皆様からの声とその活用について説明をさせていただきます。

各図書館では、利用者の皆様からいただいた全ての声を漏らさず記録しております。これらの貴重な御意見は、次年度の運営を策定する際の重要な評価材料として活用しております。

次に、図書館協議会における議論については、令和7年度の図書購入費の減額に関して協議会で説明させていただきましたが、特段の意見はありませんでした。ただし、図書資料の充実については重要視をされていると思います。

今年度の図書館協議会におきましては、図書館等に寄せられた市民の皆様からの声を委員の方々と共有するなど、引き続き積極的に委員の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、市民の皆様のニーズを的確に把握し、図書館サービスの評価と改善につなげてまいり所存でございます。

続きまして、予約受け取りサービス等についてでございます。

令和6年度のオンライン予約件数は3,681件となっております。なお、電話や窓口で直接予約さ

れた件数は4,114件であります。

予約件数は、全ての館を一括集計し数字が出てくる仕組みとなっておりません。分室ごとに何件予約があり、受け取ったかという内訳を出すことはできませんが、図書館職員が業務の中で感じる分室のオンライン予約状況の印象でいえば、どの分室でも数人程度の決まった人が定期的に何冊か予約されているという印象であります。活用されている人はそう多くないと感じております。

オンライン予約者が多くないという背景には、予約してまで読みたいと思っている人が少ないのか、方法が分からずできないのか、予約せず本館や分館へ直接行くことを選択されているのかは分かりませんが、オンライン予約という方法があることは、どこに住んでいようとも、そのような方法で市内全ての館にある本を自由に取り寄せ、読むことができること等を広く市民の皆様に知ってもらう必要があると思います。

オンライン予約の周知については、図書館職員が分室のある地域へ出向き、図書館ホームページの見方やオンライン予約の方法を周知するための広報活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（森藤文男） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 私のほうからは、人口減少の中での図書館の在り方を考えるということについてお答えさせていただきます。

郡上市の人口は合併後20年で4分の1減少しており、この減少傾向は避けられないものであり、今後収縮していく地域社会を見通した、郡上市の身の丈に合った図書館運営を模索していく必要があると考えています。

公共施設の適正配置については教育委員会も例外ではなく、現在の郡上市図書館の本館、分館、5分室の体制も見直し、必要に応じて再編を検討していかなければならないのではないかと考えています。

それを進めるに当たっては、図書館、教育委員会だけでなく、図書館協議会に諮り委員の皆さんの意見を聞くなど、市民の皆さんの意見を施策に反映させていきたいと考えています。

ちなみに、郡上市の人口規模や、それから令和6年度の1日当たりの平均利用者数は、昨年度ですけれども、白鳥本館1日74.8人、八幡分館52.2人に対し、やまと分室9.7人、たかす分室6.7人、みなみ分室5.0人、めいほう分室2.0人、わら分室1.9人であり、この利用状況を考えた場合、現在の本館、分館、5分室の体制が本当に望ましいのかどうかも考えていかなければなりません。

現在の郡上市の人口や財政規模で大都市にあるような大型で多機能な図書館を造ることには無理があると考えます。例えば5つの分室を白鳥本館、八幡分館の2館に集約し、内容を充実させていく中で、学校貸出しの充実や各振興事務所などほかの施設で本を選んで借りたり返却できたりする

ことができないかを検討していくことも必要でないかと考えています。

集約するに当たっては、様々な課題があると思います。課題を明らかにするとともに、その対策として実行可能なシステムを構築していくために、多くの人の意見を聞き、丁寧に議論していくことが市民の皆さんの御理解を得られていくのではないかと考えています。議会が言われるように、市民の皆さんに丁寧に説明し、御理解を得て、郡上市にとって望ましい図書館の在り方を考えていく所存です。

公共施設適正配置計画については、状況の変化や必要に応じて見直しを図っていくことも当然あり得るのではないかと考えています。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 教育長、ありがとうございました。人件費や水道光熱費など、図書館の運営経費が高止まりしており、資料の購入などに対して柔軟な予算配分が困難な状況は今後も続いていくと。広い面積を誇る郡上で人が減る中、今後も少なくとも当分の間は人口が減り続ける中、どのように市民サービスを提供していくのか、ちゃんと議論を尽くして、説明をして、そして決めていくということが重要なんじゃないかなと思います。

21年前、7つの町と村が対等合併するときに、サービスの水準は高いほうに、負担は低いレベルにと、皆で一緒に発展していこうと、こういうふうな決断をされた先人たちの決断は僕は本当にすばらしいことだと思いますが、想像以上に人口が減っていく中、どのようにサービスを担保していくのかというのは、やはり柔軟に考えていかなきゃいけない必要があると思います。

郡上はもう、1つの郡上市として、7つの町村じゃなくて1つの郡上として、どのようにサービスを提供していくのかを考えていく必要がある時期に近づいてきた、もしかしたらもう来ているのかもしれないと、今回、図書館の一般質問を通じて自分自身も強く感じました。

教育次長、教育長、どうもありがとうございました。

続いて、次の質問に移ります。

広報郡上、令和7年4月号では今年度の予算について説明がなされており、郡上偕楽園の移転整備については新規事業として掲載がされていました。

この中に、長年の課題となっている現施設の災害リスクを回避し、利用者の生命を守ることを目的として、老朽化した施設を、旧大和第一北小学校の校舎の一部の活用も含め、新築移転整備するために実施設計等を行うというふうに記載がされています。

資料、お願いします。

この移転計画は、令和4年3月に基本計画が策定されていますが、85歳以上の高齢者人口が当初の想定より減少していること、介護人材の確保が今後ますます困難になること、市内の他施設にお

ける受入れ体制が整ってきていることなどを背景に、昨年度、大きな見直しが行われたと認識されています。

令和6年3月定例会での答弁では、建設費は当初24億円と見込まれていたものの、防護壁など附帯設備を含めて27億円規模に、さらに資材価格の高騰により30億円程度まで膨らむ可能性が指摘されており、こうした多額の負担を市として受け入れることは容認できるのか、そういった判断の下、特養部分の定員が80から29に縮小されたものというふうに理解しています。

前回の基本計画は、約1年をかけ、予算約700万円を投じて整備の考え方や建築手法の比較などが行われ、その計画を基に基本計画が行われてきました。

洪水リスクが年々高まっている現状や、前回の計画の一部が流用可能であることから、設計にそれほど時間はかけられなかった事情があると思いますが、定員数も建築面積も見直されている以上、新しい計画は前回計画の延長線上とは言えず、相当程度の変更や再設計がなされていると思います。

一般的には、この計画の段階で建設費の概算費用や施設構成の大枠は明らかになると理解していますが、早いスケジュールでは来年の4月に着工が予定されている中、現時点で見込まれている建設費用、施設の規模や構造、基本計画には再生エネルギーの導入なども書かれていますが、そういったことも含めて、分かる範囲内で説明してください。

また、この建設費用は、補助金、起債、一般財源など、どのような財源構成で賄う予定なのか、こちらも現段階の見通しをお示しください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） それでは、お答えさせていただきます。

郡上偕楽園の移転整備事業については、令和6年の12月議会におきまして、基本設計に係る補正予算を計上させていただきました。

養護棟として活用する校舎の調査などを実施する関係で予算は繰り越しておりますが、10月頃には基本設計は終了する予定となっております。引き続き、今年度実施設計を進めまして、令和8年から9年度にかけて、特別養護棟建設、養護棟の旧校舎改修を実施して、令和10年度の供用開始を目指しております。

今、お話にございました建設費用についてでございますが、新築する特別養護棟は2階建ての予定です。面積は約2,500平米、建設に係ります費用は概算で約15億円ほどを見込んでおります。

校舎を改修し整備予定の養護棟については、建物の状況を把握するための調査を終えたところでありまして、現在、概算費用の算定までに至っていない状況です。

今後、賃金の上昇や物価高騰により予定額を上回る可能性も考えられますが、2つの建物の総額につきまして見込みが立ち次第、改めて報告させていただきたいと思っております。

建設に係る財源ですが、本日、タブレットに資料を用意させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

建設に向けた補助金は、岐阜県地域密着型サービス等助成事業費補助金の申請を予定しております。

特別養護老人ホームとショートステイ事業の補助単価は1床当たり528万円で、2つの事業49床で約2.5億円を見込んでおります。残りの13億5,000万円につきましては、介護サービス事業債と過疎対策事業債を2分の1ずつ借入れの予定です。

養護棟も同様の補助金ですが、補助単価が1床当たり282万円となっております、ベッド数20床で約5,000万円を見込んでおります。必要な費用から県補助金を控除しました残額は、過疎対策事業債を借り入れる予定です。

今後にも有利な補助金などの情報収集を行いまして、財政負担を可能な限り少なくなるよう努力してまいります。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。もちろん今の段階でなかなか予算総額が出てこないというのも分かる説明でした。

特養棟が15億円ということで、当初見込まれていたよりも安く建設できるのかなというふうに思いましたが、総額全体を見てみないと何とも分かりませんが、これは起債、介護サービス事業債、過疎債に頼って整備していくものです。今、利息もどんどん上がっていつている中、こういった起債を頼った施設整備というのは将来の世代に大きな負担を残していく可能性もありますので、しっかりと予算の確認をしながら、見積りの確認をしながら、効率的な施設建設をお願いしたいと思います。

続きまして、運営についてお尋ねします。

令和6年度の特別養護老人ホーム事業におけるベッド稼働率、これはいわゆる経常収支ベースで、一般会計からの繰入金を除いた場合、どの程度の収支差額が出たのか教えてください。

また、新施設が稼働されるまでの過渡期である令和8年度、9年度について、どれだけ一般財源からの繰入れが必要になるのか、分かる範囲内で結構ですので教えてください。

最後に、新しく整備される特養、これには一般会計からの繰入れが必要となるのか、それとも介護報酬によって自立した経営が可能なのか、聞かせてください。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

成瀬郡上厩楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） お答えさせていただきます。

令和6年度の郡上偕楽園、特別養護老人ホームの入所のベッド稼働率は90.94%でした。移転に向けました利用者数の調整により、令和5年度の95.9%より下がっております。

一般会計からの繰入金を除く経常収支については、令和6年度の歳入見込額3億6,000万円から歳出見込額の4億3,900万円を差し引き、約7,900万円程度の赤字となる見込みです。

一般会計からの繰入金につきましてですが、新たな施設は現状より大きくベッド数が減りますので、令和10年度に向けて、現在利用者数を調整しております。利用者数が減ることにより、収入も減少していくことになります。

しかし、施設内の設備は、空調設備など一括で管理されているものも多いことから、維持管理に係る経費の削減は難しい状況です。

また、繰入れの大きな理由となっている人件費については、各年度当初の利用者数に対して必要な人員を配置する必要もあり、現在試算する額としては、令和8年度、約2億円、令和9年度、約2.4億円となる見込みです。

事業収入が減少することへの対処と入所を待っておられる待機者の方への対応として、一時的にショートステイの定員数を変更して受入れ人数を増やすことができないかなど、現在、県と協議を行っているところでございます。

移転後の経常収支については、現在検討中の施設設備の内容や職員数などにより大きく変わりますので、具体的な額は現状ではお示しすることはできません。現状と同じく、繰入金をお願いすることになると考えております。少しでもランニングコストや人件費が少なくなるような施設整備となるよう精査しているところです。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 公設公営の施設では、民間に比べて人件費や運営コストが高くなる傾向があることは承知しています。偕楽園も一般会計からの繰入れを受けながら事業継続していく予想だということも、今の段階であくまでも予想ですが、そういう可能性ということもよく分かりました。

最後になりますが、そのような状況でも公の施設として偕楽園を運営し続ける、郡上市が公設公営として偕楽園を運営し続ける意味。令和元年9月の議会で前市長は、公立の施設として市内施設の最先端に行くような優れた取組を目指し、行政としての責務を果たしていくというふうに答弁されていますが、公が直接運営するからこそ可能な取組や、どのような機能やサービスの展開を目指していくのか。公設公営であることの意義と使命、そして市としての方向性について、今の段階で分かるだけで結構ですので聞かせてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） お答えさせていただきます。

令和6年12月の議会からの政策提言への回答において述べましたように、現在入所されている利用者、待機者の方への対応を考えますと、現段階ですぐに障害福祉サービスなど新たな機能を追加することは難しいと考えますが、養護棟となる旧校舎の1階部分は、今後地域交流スペースとして位置づけ、新たな活用を検討しているところです。

また、隣接する体育館には、ぎふ木遊館のサテライト施設が整備される予定であることから、大和第一北小学校跡地全体を様々な世代が有効に活用できるよう検討していく予定であり、市として、そういった場所において高齢者施設に求められる機能や役割を市民のニーズに合わせ柔軟に考えるよう、早急に取り組んでいきたいと思っています。

今回の移転整備については、人口減少や市内の介護サービスの稼働状況などから、20年、30年後を見据え、施設規模の見直しなど計画の変更を行いました。まずは安全な場所への移転を早急に進めた後に、今後の運営については改めて検討する必要があると考えております。その際には、現在の公設公営での視点だけではなく、郡上市内の介護サービス、高齢者福祉施設の一つという立場で適切な在り方を検討したいと考えております。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。私は、前回の一般質問でも言いましたが、公設公営を全て否定する立場ではないです。自立した経営ができるように努力するべきだとは思っていますが、公立だからこそできることというのもしっかりあるんだと思います。

介護現場のことをよく知る市役所の職員をたくさん養成する場所であったり、これからどんどん人口が減っていく、生産年齢人口が減っていく郡上市の中でどのように介護サービスを維持していくかということを、市内の他の法人なんかとも手を携えながら一緒に考えていく、そういったリーダーシップを取る施設として公立の施設があるということであれば、私は、郡上偕楽園は本当に有意義な、そしてモデルケースになるような施設になる可能性があるんじゃないかなというふうに思っています。

偕楽園は、これも繰り返しますが、私が社会福祉士の実習を受けた施設です。個人的にも強い思い出もありますし、郡上で今まで果たされてきた役割ということについても十分認識しています。単純にお金のことだけではなく、市の社会福祉のモデル、そしてリーダーとなる、そういった役割をぜひ考えていってください。また、将来的には民営化も視野に入れた、そういう形であってもい

いかと思います。

だとしても、偕楽園は常に郡上の介護のリーダー、トップランナーであると、そういう施設であってほしいなと思って、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時10分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 和田樹典 議員

○議長（森藤文男） 4番 和田樹典議員の質問を許可いたします。

4番 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） 4番 和田樹典です。よろしくお願いいたします。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきますので、どうか関係各位にはよろしくお願いいたします。

さて、私からは、中学校の部活動の地域クラブへの展開についてお伺いをしていきたいと思えます。

私たちの時代には、平日の授業の終わりに学校の先生から指導していただく部活動があり、様々な種目の競技、種目の練習が行われていました。

しかし、現在は、教員の働き方改革の影響を受け、部活動が今後、学校のものから地域クラブのものへと展開をしていくものであると考えられます。現在の中体連は今後そのまま存続するものの、学校単位として参加するものではなく、今後は地域クラブとして参加することになるようです。

この背景には少子化の問題があり、多くの学校では生徒数が減少しているため、特に団体競技を行おうとしても、1校では1チームの結成が難しくなっていることが原因のようです。

また、学校によっては、生徒が希望する競技や部活動自体が存在しない場合、生徒たちの選択肢は限られてしまいます。

しかし、地域クラブとして活動することで、現在在学している学校にその競技がなくても部活動に参加できる機会が生まれます。それにより、学校の枠を超えた連合チームをつくることができ、中体連などの大規模な大会に参加し挑戦することが可能となり、生徒たちの選択肢が大きく広がるメリットがあると思われます。

地域クラブの理念は持続可能な活動というものを重視していて、これは私たちの時代の頃のように、必ずどこかの部活動に所属しなければならないのではないようで、部活動に参加するか否かは生徒自身の自由な選択であり、これは私たち大人が生徒自身からスポーツに触れる機会を奪わないということが重要なのです。

その中で、みんなで楽しくスポーツをするという基本理念があり、楽しくスポーツをしていく中で、それが結果的に、勝ちたいとか、もっと頑張りたいとか、もっと強くなりたいという気持ちが生まれてくるものと考えられます。

そして、そのスポーツをする場を得た、強くなりたいと思う生徒たちには、当然、指導者が必要となります。私たちの時代は、平日には学校の先生が指導に来てくださったり、土日には社会人が教えに来てくださることがありましたが、地域クラブではどのような方が指導者として携わることになるのでしょうか。

そこで質問です。現在、郡上市内における地域クラブで指導する資格を持つ人の数と、指導者が必要としている団体の数、そして団員数を教えてください。

○議長（森藤文男） 和田樹典議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えをさせていただきます。

学校部活動の休日の活動を地域クラブ活動に展開する取組は、国が令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として位置づけたことを受けて進められております。

郡上市では、指導者や保護者、少年スポーツ団体の関係者の理解を得て、郡上市地域クラブ活動推進協議会を設立し、取組を推進しております。この協議会では、郡上市地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインを定め、少子化に迅速に対応するための活動方針として、「持続可能な地域クラブ活動」「自由に選択できる地域クラブ活動」「安心・安全な地域クラブ活動」を掲げております。

中体連が終了する本年度の秋までに、学校部活動を地域クラブ活動への完全移行を目指しております。

各クラブの指導者には、これまで部活動を指導していた学校の教員やその競技の経験者、団員の保護者などが携わっていただいております。

現在、今年度の指導者数や団員数は集計中ですが、令和6年度末時点ではサッカー、剣道を含む20種目58団体が地域クラブとして登録し、各地域クラブでは指導者163名、団員605名が活動しております。

各地域クラブに対しては、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する公認スポーツ指導者資格等を有する2名以上の指導者が常に指導できる体制を構築するよう指導しております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(森藤文男) 和田樹典議員。

○4番(和田樹典) ありがとうございます。この体制で、今後の郡上の地域クラブの活動を盛り上げていただければありがたいと思います。

今後は、その指導者の方々は年齢を重ねられたりして、将来、指導者が確保できなくなることも考えられます。現在とはかく、近い将来には、この指導者の方々の確保が絶対条件になってくることも考えていかなければなりません。

その中でも、1つ、気になる点があります。それは、指導者の方々へのいわゆる謝金です。指導者の皆さん方は恐らくそれぞれ本業をお持ちで、仕事の時間をある程度犠牲にしながら生徒たちの指導に努めてくださっていることと思われまふ。この指導者の方たちに対する謝金の状況について教えていただけますか。

また、その謝金の出どころも教えていただけたらと思います。各競技やチームにおいて、日々の活動の交付金や支援金などもあるのでしょうか。

どうか以上2点、よろしくお願いします。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) それでは、お答えをさせていただきます。

地域クラブの指導者への謝金については、郡上市地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインに沿って、活動している指導者対して謝金を支払っております。土日のいずれか1日、最大3時間を対象に、1時間当たり1,000円を支給しております。

ガイドラインにおいて、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週末は少なくとも1日以上は休養日とすること、併せて休日の活動は3時間程度とすることを定めているため、時間数等の上限を設定しております。

この謝金は、地域クラブ活動や小中連携のための組織運営に関する会議への出席や、小学生の指導者が中学生を指導する場合にも支給しております。

謝金については、国の実施する地域スポーツクラブ活動体制整備事業を財源として活用しております。また、郡上市地域クラブ活動推進協議会の事務局である会計年度任用職員の報酬についても、同様に財源として活用しています。

さらに、指導者の資格取得を支援するための補助制度も設けており、公益財団法人日本スポーツ協会が認定する公認スポーツ指導者資格等に応じて、1人当たり1,000円から6,000円の補助を行っています。令和5年度と6年度では、98名の指導者がこの補助制度を通じて資格を取得しております。

す。

そのほか、地域スポーツクラブやスポーツ少年団などのスポーツ団体に対する支援としては、団員1人当たり5,500円の交付金を交付し、休日以外での指導に対する謝金や賠償責任保険を含むスポーツ安全保険への加入料などの団体運営費にも支援を行っております。令和6年度には、小中学生合わせて1,511人の団員に対して、831万500円を交付しております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(森藤文男) 和田樹典議員。

○4番(和田樹典) ありがとうございました。さらに、各団体や選手の拠点としている市内のスポーツ施設についても気になります。

現在、各団体で室内競技の場合、体育館の使用料や、夜間であれば電気代も発生します。室外の競技では、昼間はともかく、夜間の場合はやはり電気代などの費用が発生すると考えられますが、これに対する施設の使用料などはどうなっていますか。お答えください。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) お答えいたします。

スポーツ施設の使用料につきましては、児童生徒へのスポーツの推進を目的とし、部活動や地域クラブの活動に使用する際にはスポーツ施設の使用料及び照明料を減免し、無料で御利用いただいているのが現状でございます。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(森藤文男) 和田樹典議員。

○4番(和田樹典) ありがとうございました。施設の使用料についても、指導者の方々についても、制度が確立されていて安心しました。今後ともよろしくお願いをします。

さて、中学校のスポーツ大会には、春の春季大会、夏の中体連、秋の新人戦がありますが、これらはこれまで学校部活動として位置づけられていました。しかし、地域クラブの枠組みの中では、学校単位での参加ではなくなります。この場合、中体連や県大会に参加する際に、従来どおりスクールバスを利用して会場に行けるのでしょうか。

また、県大会を勝ち上がった場合には東海大会や全国大会への出場が考えられますが、その際には、交通費だけではなく、宿泊費も発生することが予想されますが、こういった経費はどのように取り扱われるのか教えてください。

そして、最後になりますが、地域クラブ活動への展開に対する今後の展望についてもお話いただ

きたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えします。

市では、活動の発表の場である大会等において、学校部活動の参加者だけでなく、新たな地域クラブ活動の参加者のニーズに対し、持続的な運営を目指しております。

県は、生徒の大会等の参加機会を確保するため、中学校の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、新たな地域クラブ活動等も参加できるよう見直しを進めております。

郡上市も県の方針に従い、地域クラブに所属する生徒が公平で公正な大会参加機会を得られるように取り組んでおります。

春の春季大会、夏の中体連、秋の新人戦の3大会においては、地域クラブへの支援として、申請をいただくことでスクールバスを利用できるようにしております。また、県の代表として、いわゆる中体連主催の大会でございますが、東海大会や全国大会へ出場する際には、所属する中学校から会場まで最も経済的な公共交通機関の運賃等を補助しております。

宿泊費につきましても、郡上市職員等の旅費に関する条例を参考に、宿泊費9,800円を上限とし、実際に要した宿泊費と比較して低いほうを補助しております。

全国大会の出場者には、教育長や郡上市スポーツ協会長による激励会を開催し、個人には1人当たり5,000円、団体には出場人数に応じて最大10万円の激励金を交付しております。

最後になりますが、今後の展望でございます。

これまでは教員の働き方改革を起点に学校部活動の地域展開が進められてきましたが、子どもたちが継続的にスポーツに親しむ機会を確保し、希望する地域クラブ活動を自らが選択できる環境を整えることが重要であります。そのためには、学校を含む地域全体で考え、地域全体で支え合っていくことが不可欠と考えております。

特に、地域クラブの活動を支える指導者はその中核を担っており、指導者の確保は最重要事項であると考えております。例えば、指導者の中には市の職員も多く携わっております。今後は、指導者の確保のために、市職員等の兼業を後押しできるような体制整備も必要と考えております。

各地域クラブの運営方法としては、例えば交流試合においては、トーナメント戦ではなくリーグ戦を採用することで、試合回数が増え、選手の出場機会が拡大すると考えます。また、クラブ同士の合同練習などを通じて、同年代の子どもたちの交流や一体感の醸成も期待できるため、このような取組を進めてまいりたいと考えております。

本年度をもって休日の部活動の地域クラブへの展開を終了し、来年度以降は平日の展開を重点的

に検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、国の事業を財源として活用して、安心、安全で持続可能な地域クラブ活動を実現し、郡上市の未来を担う若い世代を守ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(森藤文男) 和田樹典議員。

○4番(和田樹典) ありがとうございます。市内各地区の地域クラブでは、現在、部活動がなくなっていく中で地域クラブを立ち上げ、生徒たちの選択肢を広げ、地域みんなの力で子どもたちの夢をかなえる努力をする。その中で、施設の使用料が免除されたり、指導者に対する費用が支給されていることなど、本市は中学校のスポーツに関して非常に手厚い支援をしていることと考えます。

これからの子どもたちのためにも、この体制が今後も長きにわたり維持されることをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、和田樹典議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時43分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 池 戸 郁 夫 議 員

○議長(森藤文男) 8番 池戸郁夫議員の質問を許可いたします。

8番 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) 議長から発言の許可を得ましたので、通告により一般質問をいたします。

本日は、大項目1、災害時の郡上を守る消防体制について。

小項目につきましては2項目、消防団の体制について、それから常備消防の体制について、この2項目を質問させていただきます。

それでは、小項目1、消防団の体制について。

日頃は、消防団の方々には、仕事を持ちながら緊急時には昼夜を問わず活動していただき、市内の安心、安全を守っていただきますことに、本当に力強く、ありがたく、頭が下がる思いです。

当市の高齢化も年を追うごとに高くなっており、消防団員の平均年齢の上昇や団員数の減少もこれに比例しており、入団者が少なくなる現状を踏まえまして、令和３年には消防団員に向けてのアンケート調査が行われました。

その結果、様々な意見が出てきたと思いますが、それを団員にフィードバックして、それからその後、どのように活用がされてきたんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員の質問に答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えさせていただきます。

団員のアンケートにつきましては、結果を基に、見直し意見の多かった市消防操法大会の廃止をいたしました。実践に即した訓練を昨年度から郡上市消防団として定期的に開催をいたしております。

また、出初式に関しましては、代わりとして、名称と開催の時期は変わりましたが、３月に定例表彰式として開催をしております。

今後も様々な御意見を基に、単に廃止だけではなく、必要な行事は時代に合わせたものとして存続をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（８番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○８番（池戸郁夫） 行事の見直し等を行ってきたということでございます。

それでは、消防団の詰所についてでございますけれども、防災関連施設（消防詰所・ポンプ車庫）再編行動計画によりますと、消防詰所が100か所、そのうち今年で40年以上の建物が33か所、最長で59年、30年以上が31か所で、実に半数以上が30年以上となっております。また、詰所にはトイレがないのが16か所、駐車場がないのが19か所となっております。

また、令和６年１月、郡上市消防団組織再編基本計画によりますと、令和４年６月現在の消防車両と団員の関係についてでございますが、八幡町はポンプ自動車６台、積載車23台、団員334名、大和町はポンプ自動車３台、積載車14台、団員254名、白鳥町はポンプ自動車５台、積載車17台、団員282名、高鷲町はポンプ自動車１台、積載車８台、団員160名、美並町はポンプ自動車３台、積載車10台、団員154名、明宝はポンプ車２台、積載車６台、団員120名、和良町はポンプ車１台、積載車６台、団員61名となっております。市内全域でポンプ自動車21台、積載車84台、総団員数1,365名——本部の方を除いておりますけれども——となっております。

しかし、これを詰所ごとの団員数で見ますと、１詰所に10人以下のところは100か所の詰所のうちの27か所あります。消防車両にてホースを１線延長するには最低３名にて出場が望ましいという考

えからかもしれませんが、方面隊の出場時の最低乗車人員を3名としているところが多く見えます。

昼間の火災時に3名がそろわない、または誰も集まらないというような状況が出てきて、出場ができない状況にあります。その3名がそろわないときには1名にて出場し、現場において他の班員と共に活動するとしていますが、これは以前ありました消防団車両事故の経緯を考えますと、あまり安全上好ましくないというふうに思います。やはり最低2名にての出場が妥当ではないかと私は考えます。

また、車種による準中型免許やオートマチック限定の免許なども出場時に考慮しなければならないと思いますが、この件についてどのような指導を行ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

出場人員に関しましては、各方面隊において決めてみえるというように認識をしております。団員が充実している部につきましては、2名以上の集合も時間を要さないと思われませんが、団員数の少ない部においては、なかなか集合できないのが現状であり、地域の実情を考慮した出場体制が最も望ましいと考えております。

準中型免許、オートマ限定免許に関しましては、令和5年度までは免許取得金額の2分の1、こちらを補助としておりましたが、残念ながら応募がなく、令和6年度から全額補助としましたところ、2名の準中型免許の取得、4名のオートマチック限定解除をしていただくことができました。今後は積極的な免許取得や限定解除を期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） いろいろ補助を出しておみえになるというようなことも伺いましたけども、消防車両はオートマ車も今はありますので、そういうものの購入更新も考えていただけるといいかなというふうに思います。

現在の各車両全てに3名出場した場合に必要な団員数は、100台でございますので300名。昔は自営業、商業、農林業に携わる方が多く、今は全体の多くの団員が会社員にて構成されております。そのため、勤務地が地元ではなく、居住地以外や市外、勤務交代制などの理由で容易に緊急出場がしにくい状況となっているのではないかと思います。このため、消防詰所へ集合の難しい状況になっているというようなことを考えます。

災害時の効率のある出場について見ますと、現在の消防団員の平均年齢は41歳と年々高齢化しております。各方面隊を見ると、なかなか出場の難しい分団もあります。

郡上市消防団は、合併後、1つの消防団組織となり、今までの方面隊の横のつながりを今まで以上に強く、一つの災害に対して現在の各方面隊が協力し合えることができるようにするために、現在の方面隊方式の広域化を目指した見直しが必要と思われます。

八幡、美並、明宝、和良を南部方面隊に、大和、白鳥、高鷲を北部方面隊とし、現在の方面隊の出場範囲を大きく緩和し、居住地以外などからも出場できる体制とし、垣根なく出場する体制が整い、出動団員を増加させ、昼間の少ない出動団員を補うことになり、郡上を守る、生命を守ることにとなると考えますが、方面隊の広域組織改革についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

今後の再編に関しまして、地域防災の要である消防団を将来にわたり維持していくため、各種災害に柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減を図り、新たな組織体制を構築するため、郡上市消防団組織再編基本計画、組織再編行動計画、消防施設整備計画を令和6年に策定いたしました。

本計画では、消防団の取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の実情を勘案し分団や部の維持が可能かどうかなど必要な見直しを進めることとしており、主導を各方面隊に取っていただきながら、再編に係る検討を適宜お願いしておる次第でございます。

計画を策定してから経過年数も浅いことから、当面の間は本計画に沿って再編を進めつつ、必要により検証を実施し、消防団と地域が連携した防災体制に取り組んでまいります。

広域的な出場範囲につきましては、現状方面隊の受け持ち地域はもとより、隣接する旧町村境の火災については相互応援することになっており、引き続きこの体制を維持していく考えでございます。

通常火災等につきましては、消防本部及び被災地の方面隊が主体となり活動していますが、出場範囲の拡大をすることにより、団員、車両等が過大に集結することも考えられ、結果、災害現場の混乱が生じることが懸念されます。

また、集結した消防部隊の消防力を上回る災害規模であった場合は、第2出場、第3出場することにより対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 必要な見直しをされるということ、それから現場でたくさんの消防車両で混乱をするというようなことも、これも出場の事前取決めである程度は改善されるのではないかという

ふうに考えますが、今後とも改革を目指していただきたいというふうに思います。

しかし、組織だとか出場範囲だけの改革でなく、さきに述べました詰所や車両配置の統廃合も必要だと考えます。

詰所の配置につきましては、例えば市街地は家屋延焼拡大防止を目的として考慮した体制を考え、配置、密集していない地域につきましては山林等延焼防止対策ができるような配置、現在の詰所等が借地の場合は返却等も考慮しながら検討していくということが必要ではないかと思います。

また、車両において、統廃合によって台数が例えば減りますが、可搬ポンプから1本のホースを延ばして、途中で50ミリや40ミリのホースに分けて2線を出して消火ができるように購入備品を検討するなど、消防団員の活動に対する負担や軽減を図りながら、今までの戦術を見直した現場活動の改善になるのではないかと考えますが、今後、このようなことを含めて御検討いただけることをお尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

団員の負担軽減、こちらにつきましては必要不可欠と考えております。

また、それに伴いまして、火災戦術についてですが、他の分団とのホースの混同や筒先要員の増員などの課題もございます。

今後は団の再編や、団員、ポンプ等の減少が進行してきた場合におきましては、当然、戦術の見直しも検討しなければならないと思っておりますので、どうか御理解をよろしくお願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 今、本来は、1人で例えば消防団、行くという話になりますと、やはり1人では何もできませんので、そういうふうに1本のホースを分けて、2線にして包囲をするというような形などもやっぱり考えていくべきではないかと私個人は思っております。

次に、定数についてでございますけど、現在団員の定数は令和5年1,667名の団員により1,700名としておりますが、減少傾向の今日では、先ほど言いましたように、1,365名とかけ離れた実数字であります。

これを現在の車両に3名、消防団のほうで決めておみえになる乗車をした場合、第1次出場に300名、現地に向かう直接の第2次出場に300名、また交代第3次出場に300名、その他本部員等を入れまして100名、1,000名から大体1,300名ぐらいの定数が消防車両数が減っても最低必要な団員数だと思いますが、今後、見直しを考えることがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

団員定数については、令和３年度に条例定数を1,900名から1,700名に改正をさせていただいたところでございます。

令和７年度は実員1,575名で、団員数は減少傾向ではございますが、有事の際の団員確保を踏まえ、現段階では条例定数の見直しは必要ないというふうに考えております。

しかしながら、今後さらに団員数の減少が進んできた場合には定数の見直しは必要であると思いますので、消防団長をはじめ幹部と随時協議をしてまいります。

以上となります。よろしくお願いします。

（８番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○８番（池戸郁夫） 団員のほうについては、逐次、先般、幽霊団員とかそういった方がお見えにならないようにということで、今後も継続していただけるということで協議をお願いいたします。

郡上市消防団消防組織再編基本計画の基本方針では、再編による組織体制の構築を令和６年度までに行うものとし、郡上市消防団組織再編行動計画を令和６年度までに作成して、その中で令和２０年度までの５年を１期として３期計画としていますが、いずれの期においても状況を見ながら見直し再編、統合を行うこととなっていますが、現状を長く引き続けることは、団員の士気をはじめ、新規入団者が望めない状況となり、郡上市の安心、安全を担う消防団員が減少し、大地震、山林火災、風水害、行方不明搜索、人海戦術などの活動が難しくなると想定します。

消防団詰所などについても、建て替えや集会所などを利用する施設整備計画を長引かせることなく早急に進め、団員の確保に向けて、高齢者層や団員のＯＢ、企業などの連携が必要であり、消防団協力事業所においては地元消防団と協力し訓練を行い、社会貢献事業所となり、事業所ごとに５人以上の団員がいる場合は最寄りの詰所より消防資機材を活用することができることなど、地元消防団との協力体制を構築することなどが団員不足に対応できることの解決策かもしれません。

また、火災は年間２０件前後であり、これらの消防団の活動内容の主体は火災予防や地域の防災力の向上、災害弱者の対応、自主防災組織との連携など、より地域に密着した活動にしていかなければならないと考えます。

新しい消防団組織として御活躍され、郡上市の安心、安全を守っていただけるようなさらなる体制づくりに早期に取りかかっていただくことをお願いいたしまして、小項目２、常備消防の体制についてお伺いいたします。

現在、消防本部には、中消防署、南出張所、東詰所、北消防署が出場所属となっています。いずれの署所も隣接消防本部との応援出場を行うこととなっています。

現在、東海北陸自動車道高山消防本部管内の荘川インターまでの出場は北消防署において対応しており、北消防署管内の令和5年の自動車道路出場件数17件、そのうち白鳥インター以北の出場は11件、令和6年は12件中7件となっています。

また、火災は令和5年7件中3件、令和6年8件中2件が高鷲町の火災となっています。

また、高鷲町の救急出場においては、令和4年214件、令和5年216件、令和6年190件、令和7年6月3日現在104件で、出場から病院に到着するまで60分以上かかったのが令和6年61件、令和7年、本年ですけれども、44件となっています。

また、覚知から病院到着まで長時間の救急活動においては、令和6年、鷲ヶ岳から岐阜県総合医療センターの搬送が126分、令和7年、鷲見地内から中濃厚生病院が127分となっており、北消防署に帰ってくるまでにさらに時間がかかっています。

この間、北消防署の勤務は3名体制の勤務となっており、このように高鷲町における緊急事案の対応で自動車道路に伴う出場や長期間救急が行われている現状を見ますに、平等な市民サービスが行き届いていないのではないかと思います。

また、出場する北消防署管内の白鳥町や大和町の市民に対する緊急対応にも支障が出る可能性がうかがえると思います。

白鳥町、大和町を含めた市民の生命と財産を守るためにも、高鷲町に消防詰所の設置を強く提案しますが、お考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

高鷲町の出場署につきましては、議員がおっしゃられたとおり、郡上北消防署が第1出場署となっております。車両7台、職員22名体制で勤務をしております。

令和6年の高鷲町方面の災害出場についてですが、火災は、北消防署火災出場件数9件に対し、高鷲町への出場は2件でございます。また、高鷲町の火災の出場率につきましては約22%、救急出場に関しましては、北消防署の全救急出場件数719件に対し、高鷲町へは190件の出場となり、出場率は約26%となっております。

高鷲町への出場経路でございますが、高鷲町の鮎立を目安に、以南については国道156号を、以北につきましては東海北陸自動車道を使用し現場に向かうこととしており、所要時間は約15分程度と認識をしております。

これらを踏まえまして、高鷲町に常備消防の詰所、出張所等の設置となりますと、車両の増台や施設増設等の多くの課題が発生をしております。また、明宝地域などのほかの地域の到着時間につきましては高鷲町と同様であり、特段、不具合があるというふうには考えてはおりません。

人員につきましても、条例定数の改正をしていただきましたが、今年度が初年度であり、まずは計画的な増員をしつつ高鷲町の災害に対応することとし、現体制を維持してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8 番（池戸郁夫） 分かりました。非常に難しい問題だとは思いますが、定員が100名になったというようなことで、実稼働人員、いわゆる出場できる人員が100名体制になれば、ある程度は今までの85名体制よりも猶予ができるというような形と、あとは今回のような広域体制、こういったことに対する体制の強化ということも考えて今後も御検討いただければ幸いです。

それでは、次に、小項目 1 で質問しましたが、消防団員は居住地以外への仕事や、仕事中には携帯電話を見ることができないなど、そのような状況を考えて、非常時の呼集について、火災は年間20件程度でありますので、市民の予防的周知などの意味合いを含めまして、昼夜を問わず市内全域でのサイレン吹鳴を提案いたしますが、その件はどうお考えでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

消防本部で実施しておりますサイレン吹鳴につきましては、防災連動装置、こちらのほうを使用しております。

この装置は、火災の被災地管轄の消防団、こちらの呼集に活用しており、併せて付近住民への注意喚起、延焼拡大防止、被害の抑制を目的とし、被災地以外のサイレンの吹鳴につきましては現在実施をしておりません。

議員が提案される被災地以外へサイレンの吹鳴を実施した場合の影響として考えられることは、市全域の市民、団員からの問合せや他方面隊からの誤出勤などが想定されます。これらの影響を受けることなく二次呼集も即時対応が可能であるということもありますし、ファイアーチーフを活用して頂くことにより、団員各自での出動の判断がつくと思います。

したがって、現行の体制を維持してまいりますとともに、また、大規模災害が発生した場合は全域のサイレン吹鳴が必要になる場合があると思われませんが、御理解をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） それぞれの消防団員が出てこれない、出場できないという第1出場に対して、全域サイレン吹鳴したらどうかというようなことを私は考えております。これを2次出場、3次出場に対してそのようなことをしていくというような形でございますので、よろしくお願いします。

次に、今、お話がありましたように、広域的な大災害、いわゆる地震とか大きな面積的な災害が発生した場合に、市内で発生した場合には消防、警察、自衛隊の出動が考えられます。こういった場合の受援体制、受入れ体制、これはどういうふうを考えておみえになるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

受援体制についてですが、広域災害等が発生した場合におきましては、郡上市消防本部受援計画に沿って活動をいたします。本計画には、中濃地区消防本部からの応援や岐阜県消防相互応援協定による応援、または緊急消防援助隊要請についての活動要領が定められております。

緊急消防援助隊を迎えるに当たり、総務省消防庁のデータとしましては、約20名程度の職員で受援体制を整えることが必要とされていますが、災害活動を行いながら受援体制に20名の職員を従事させることは非常に困難であると考えております。

受援を確実に遂行するためには、まずは国、県、県内消防本部と連携を密にしながら、平素より受援訓練を実施し、スムーズな対応ができるようにすることが重要と考えます。

また、それに向けて訓練に努めてまいるとともに、大規模災害発生時の警察、また自衛隊、そちらのほうの受援体制につきましては全庁体制で取り組み、関係部局との連携を密にし対応してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 今、これは消防団のこと、それから常備消防の人数の関係もありますけども、皆さん、各職員の方々が市外から通ってみえる方が多いことも、以前よりは多い。そういうような中で、災害が発生した場合にすぐ来れるかということは、まず来れないというようなことを想定しながら、今後は執行部のほうでいろいろ考えていただけるといいかなというふうな形を思います。

次に、災害発生が現在行われる、予備警戒とか事前計画的に規制、いわゆる予防的通行止め、それから規制などに対する市民への情報提供の一つの方法として、道路情報を含めまして、消防テレホンサービスなどの運用機器を利用して、市民への情報提供ができないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、お答えをさせていただきます。

市民への伝達方法についてですが、現在、消防本部では、郡上市のアプリ、データ放送、消防テレホンサービスを使い、市民の皆様に対して各種情報を周知しております。広報内容につきましては、災害情報をはじめ、火災の予防啓発や事故防止などに関する事項でございます。

消防テレホンサービス、こちらの設置目的としましては、サイレンが聞こえたときに、市民にどこで何があったかを早く多くの方にお知らせできるように案内するものでございます。事前規制などの一部生活情報等については、消防からお知らせする内容から一線を画す内容となりますので、消防本部といたしましては、現体制を継続しながら、正確な消防情報を早期に市民に提供するように努めてまいります。

今後、市民からの要望や必要性が出てまいりましたら、随時検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8 番（池戸郁夫） 今のことは消防としての火災のということがよく分かりますけども、事前に市民に周知する、先の広報無線が中心になったことを含めまして、市内及び市外、こういった方に連絡をするというようなことも必要でないかと、市民からも道路情報何とかできないかなというような御質問もありますので、そういうようなことも含めまして、あるものを利用しながら、予防的な警戒についてはやっぱり流せないというようなことですが、アプリからとか、いろんな情報が得られるような形をというふうにしてお尋ねさせていただきました。

本日、消防団及び常備消防についての体制についてお伺いしました。今後とも、高齢化に結びつきながら、また市内外からの職員の方々が採用される中で、郡上市の安心、安全をどう守っていくか、皆さん方のプロの方を中心として、最小限の災害になるようお願いをしまして、本日の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、池戸郁夫議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時を予定いたします。

（午前 11 時 34 分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（森藤文男） 再三申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りになるようよろしくお願いいたします。

また、傍聴されている方、本当にまたありがとうございます。郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴される方は撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

また、一般質問、40分ではございますが、5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それを過ぎたら新しく質問はされないよう、配慮のほうもよろしくお願いいたします。

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（森藤文男） それでは、13番 田中義久議員の質問を許可いたします。

13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） それでは、通告に沿って一般質問を始めさせていただきます。

私、実は、毎回議会が終わりますと、議会報告という、一枚物ではありますけれども作って、そして関係の地区の皆さんに歩いてお配りをする、そういうことで、これが雨の日も行事のある日もありますので、今回3月議会の報告ということになりまして、1か月で足りませんでした。その代わり、その間に地域を歩く。いろいろな公共施設の点検、山、川も見ます。それから、出会った方にいろんなお話を聞いて、それを自分としては書きとどめておくということをしておるわけでございますけれども、非常に皆さん、いろんな御意見をお話ししていただきまして、自分としてはしっかりこれに応えていかないかなと、こう思っておるわけです。

たまたまですけれども、今週、ひとつ御紹介したい職員のすばらしい対応がありまして、皆さんにお話をしたいんですけど。

月曜日、雨が降っていましたが、交通安全施設がちょっと傷んでいました。朝、電話しました。雨だから僕も動けないと思っていましたら、火曜日になりました。火曜日になって、再度、その部のほうにお邪魔させてもらいましたが、そのときは現場に既に出ていって来ていました。これは、交通安全施設は安全協会の皆さんや自治会の維持もありますから、僕も、自分も一緒になって地元とやるよと言いましたが、本当に次の日にきちんと直してくれました。フットワークがいいなと思いました。

それで、今度木曜日の日に、学校教育施設のほうで、ひとつ、こういうことで自分としては困っているというお話がありました。水曜日か。そしたら、翌日に担当課長さんから、このことを大事に受け止めてしっかり対応させてもらいますと。もう驚くべきその素早さと、そして当初予算にないものをいろんな手当をしながら、しかし僕が言ったからではないんです。重要なことにしっかりと素早く対応していただいたということで、本当にうれしい思いが今週2件ありましたので、御報告をさせていただきます。

そういうやり取りの中で、今回も実は欲張って4件も項目を上げたわけであります。本当はもっと幾つもあったんですけど。普通は、先ほどの池戸議員のように1つの問題をぐっと取り組んでいくのが僕もいいやり方だと思いますけど、今回4件、欲張って上げさせてもらいました。したがって、もしかすると時間がなくなって、3つで終わるかもしれないので、そういうことになったときにはお許しをいただきたいなと思っております。

最初は、燃料購入支援事業でございます。

資料、出してもらえますか。

ガソリン、軽油、灯油を買うに当たって、クーポン6,000円お配りをいただけたと、こういうことでございます。現に3月議会で審議をし、議決をして、現在進行形のことですので、異例の質問でお許しをいただきたいわけですが、これも、相当、実は意見を聞きました。私の家には5月21日に、このクーポン6,000円分送られてきてまして、翌日、自分もガソリンスタンドでガソリンを入れました。約33リットル、ありがたいなと思って。そして、そのお店の方と話したところ、はや二、三日のうちにすごく大勢クーポン使ってみえるよと、こういうことで、車を持ってみえる方は、出だしよく、これをずっと使っていけるし、ありがたいと思って使われたと思います。

一方、私のところへ来られた方は、自分は車がないんやけどどうしたらええなと、こういう話です。その場合は灯油やなど、こういう話をしましたら、実は夏に灯油買うのはちょっと気が進まんのやと、こういう話です。灯油もやっぱり夏の、保管の仕方によりますけども、やはり少し劣化するとか酸化するとか、いろんな問題があるのかもしれない。実際、僕も調べましたが、そういう心配はあるということもありました。保管の仕方によっては心配がないと、こういうことではあります。

もう一つは、米が高いんで、クーポン、米を買うやつに換えてもらえんかと実はありましたので、これは国の制度事業で交付金でやっていることで、燃料の応援ですよということは言えましたが、今度は、うちはオール電化やけど、灯油もう要らんと、こういう人もおったわけでございます。

それで、我々も3月議会でいろいろ心配の声を出して、しかし交付金事業ということもあります。予算としては、これを議決させていただきました。また、車のない方への配慮もあると、こういう受け止め方をしておったわけですけど。

参考に、車のない世帯がどれほどあるかとインターネットで調べてみました。これ、今から5年前、2019年、この調査ですけども、なんと25.7%の世帯が自動車を保有していないと、こういう記事がありました。

恐らく、地方では車ないとなおさら移動ができないので、これよりはもっと多くの方が保有している割合になるんじゃないかと、こう思いますけれども、自分の町内でも数えてみると10軒に1軒、2軒ぐらいやっぱあるんです。ですから、実際、車のない方はあります。

また、オール電化の世帯、これも2021年の調査を見ましたら14.3%、相当普及してきていると、こういうデータもありました。

そこで質問をさせていただきますが、このクーポン配布が始まって約1か月、各戸へのお届けは順調でしょうか。留守宅もあります。配布状況をまずはお尋ねしたいと思います。

夏に灯油を買うのは心配だ、あるいはうちは車がない、オール電化だと、そんな声は届いていないでしょうか。こうした方への対応や、さらには要介護で施設入所の方もお見えだと、こういうこともあると思います。こうしたことに対する配慮、現場的にはどういうふうに行っていただいているのでしょうか。

とりあえず、ここまでの点につきまして、担当部長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

本事業でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こういった国の制度を活用して実施しているものでございます。

燃料や食料品など物価高騰が続いていることから、地方公共団体において効果的な負担軽減策を講じるよう、昨年12月に国から要請ございまして、国が示す推奨メニューというものがございます。この中から、生活者支援として本事業を組み立て、市内のガソリン、灯油を取り扱う事業所の皆さんに御協力をいただきながら運用しているものでございます。

対象世帯は、4月10日を基準日といたしまして本市に登録のある1万5,464世帯でございます。5月初旬に各世帯の世帯主様宛に簡易書留で送付をいたしまして、1万5,085件、97.5%が配達完了となっております。

不在等によりましてお届けができず、市に返還されたものが379件でございます。内訳としましては、不在が261件、宛名といたしますか、不明というのが約18件ございます。これらは、市からの通知を送付いたしまして、最寄りの市役所であったり振興事務所、こういったところで受け取っていただくよう準備を進めているところでございます。

そして、使用状況についてでございますが、対象世帯へのクーポンの総額を母数といたしまして、また協力事業所からクーポンをお金に換える請求があった額の割合を求めますと、6月12日時点で約30%となっております。ただ、未請求分もあろうかと思っておりますので、実態としてはもう少し高い使用状況であるというふうと考えておるところでございます。

次に、車のない世帯、持たれない世帯、オール電化、また介護の世帯等への対応というところでございます。

オール電化の世帯からのお問合せというのは今のところ市のほうにはありませんが、車を持たれ

ない方からのお問合せというものは数件入っております。職員が状況をお伺いいたしまして、御家族間での御利用など利用いただける方法を提案し、説明をさせていただいている状況でございます。

また、今、灯油を購入し備蓄することに不安を感じていると、こういった方へは、風雨の当たらない冷暗所へ保管いただくなどによって各御家庭で消費いただくと、こういった説明とお願いをしている状況でございます。

介護等の世帯については、健康福祉部を通じて、民生児童委員さん、またケアマネジャーさん、各介護施設など事業者の皆さんの御協力をいただきながら、可能な限り対象の皆さんあるいはその御家族の方々に御活用いただけるよう説明をお願いしているところでございます。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。

それで、予算時に制度設計をもっと緻密にやっぱり少しやる必要があったなということ——これは自分の反省ですけれども——それは、夏を超えるということに対しては、例えばですけれども、8月はまだ夏ですから、8月からせめて1か月、9月末になると少し暖房が欲しいなという時期、あるいはできれば10月末までクーポンは使用期限を少し延長していただくということ、このくらいの制度変更はできないか。あるいは、今は灯油券というものを買っただけだといって、実際の配達には12月とか、そういうときにすれば安心して必要なときに手に入る、こういうこともあります。

それから、万が一ですけどやっぱりあるかもしれないのが、オール電化で車のない、これ、もう使いようがないということになりますので、御相談の中で家族のお使いと言われたようなことがあるかもしれませんが、自分としては、市の会計ですから、水道代、こういうものといっそのこと最終的には差し替えていけると、そんなことも予算時にもっといろんな議論をすべきであったなと思います。

国の交付金事業ですから、既に認定されて動いている事業を変えよとは私もなかなか言えないことは分かりますが、今申し上げたような中で少しでもその声に対応していただける部分がないのかなと、こんなことでお聞きをしたいというふうに思います。大変申し上げづらい質問ではありますがけれども、ちょっとお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） クーポンの配布後、既に3割程度が御利用いただいている中、使用期限を延長すること、また使用用途を追加するという点については混乱を招くおそれがあると、こういったことを思っておりまして、延長については考えていないというところでございます。

市としては、利用が始まって間もないという状況であることから、今は利用啓発に努めておりまして、広報のほか、広報無線、ケーブルテレビによりまして利用促進を図る、8月31日の使用期限内での御利用をお願いしていきたいというふうに考えておるところです。よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） 国の事業ですし、たやすくは変えられないと、もう既に動いていると、こういうことですが、個別の相談にぜひ親身にいろいろと当たっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

先ほど申し上げたように、制度設計ということについては、今申し上げたようなところで対象にならない方があったりしてはいけなくて、うまくフォローできるということをしっかり考えていくということにつきまして、私どもももう一度しっかり取り組んでいこうということで、今、考えているところであります。

この件につきましては承知しました、私としても。よろしくお願いいたします。

その次に、2番目に移らせていただきます。

介護、障害福祉サービス事業所の支援ですけれども、これは議会の政策提言の中の介護、障害福祉サービス事業所への支援ということで——今ちょうど出ましたね——これは市長に対して昨年12月の冒頭、政策提言を行ったときのものに対する回答です。それで、文教民生委員会としまして、これ、2つ目のテーマとして掲げたものでありますけれども。

この背景には、昨年の6月に提出されました訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬の引上げ再改定を早急に行うことを求める請願があります。9月議会で不採択とはなりましたが、委員会報告で附議したとおり、文教民生委員会では、広い市域をカバーしていただいている介護事業所に対する市の特殊加算手当等について、いわゆるローカルルール、そういうものをその後も調査研究をしながら提言したものであります。12月上旬に市長に提言をし、3月議会で予算とともに示された回答は、ここに書いてありますが、一番下の段、市としての独自支援の必要性を検討しますと、言わばゼロ回答であったわけでございます。

それから3か月が過ぎました。今や介護事業等への様々な支援について、全国的に多くの自治体議会あるいは全国市長会、知事会なども、国に働きかけを強めております。諸物価高騰も経営に相当響いております。そして、これは持続可能な地域の介護体制を維持する、それをやり抜いていくために、今、その対策が求められているのだと私は思います。

自治体は国へ要請するだけでなく、独自に寄り添う支援策を持つことも大事であります。3月の回答の以降、市長、検討します、こう言われた後はどのようなことに現在なっているのか。市には、利用者の送迎や居宅への訪問に要する車両の運行維持費への独自支援を含め、昨今の物価高騰や枠

組みの変化に対応して、早急に支援策をお願いしたいと思っております。

政策提言に係ることです。山川市長から御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 田中議員の質問にお答えします。

物価高騰に介護報酬などが追いついていない状況、利用者の減少などがあり事業所が大変苦しい経営を迫られていること、こういったことについては重く受け止めております。

とりわけ訪問介護は、介護報酬がマイナス改定となっていることもあり、一層厳しい状況であることから、去る2月22日、訪問介護事業者の皆さんと懇談会を行い、詳しく情報をお聞きしました。特にこの冬の豪雪、これは訪問先の駐車スペースを確保するために除雪作業ということが伴いますが、作業時間は介護報酬には全く反映されておられません。

こうした状況は既に県の健康福祉部のほうへも出かけ直接声を届けており、今後できるだけ早い時期に厚生労働省へ直接出向いて、関係の担当部署と、実情の説明及び財政的な支援が必要であるということを強く求めるものであります。

一方、逼迫した事業所の状況を鑑みますと、政策提言のとおり、また今ほど議員の御指摘のとおり、実情に見合う緊急的な支援を行っていくことが重要と考えています。

このことから、今般の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付の機会を捉えまして、政策提言にありました訪問系と通所系の事業所に加え、入所系の事業所も支援したいと考えており、※今般の6月議会開期中の追加補正予算案として2,890万円を上程したところであります。

また、今後も安定的にサービスを継続できるような取組を市と事業所が力を合わせて行っていく必要があります。例えば、介護サービスが必要と考えられる方の利用控え、こういうことがあるのであれば、利用していただくための方策を考えなければいけません。また、そのことが利用者の増加につながり、経営の安定に近づく。

一方、地域によってはサービスの需要に対して提供体制が過剰になっており、利用促進では解決しない場面ということも考えられますので、その際は事業の合理化、整備、統合も一緒になって考えていく必要があると思っています。

議会の政策提言及び議員の御指摘のとおり、※今回の補正予算のほうに上程をさせていただきます。

以上です。

（「訂正」と市長の声あり）

○議長（森藤文男） 山川市長。

※後刻訂正発言あり

○市長（山川弘保） 申し訳ございません。本会議中に追加補正の予算案として提案をさせていただく予定でございます。申し訳ございません。

（13番議員挙手）

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。大変大きな御返答いただいたと、今、思いました。

今回の補正予算には計上されていませんでした。ということは、この今期の6月の定例会の中で、さらにもう一度追加の補正をしていただけるといふ今のお話でしたので、本当に我々の政策提言を真摯に受け止めていただいたということで感謝を申し上げたいと思いますし、補正予算審議にはしっかりまた向かいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2月でしたか。大和生涯学習センターでの意見交換会、懇談会、私たちが文教の仲間で傍聴させてもらいました。非常に、関係の事業者の皆さんが生声を市長にぶつけられる、市長もそれを聞いてやり取りをされる、そういうことが1回限りでなくてずっと続いていながら、県にも行かれた、これも聞いております。国にこれから行かれる、これも大事なことです。ぜひお願いしたいと思います。

私は、議会におきましても、昨年の6月議会に提出されました請願、あれはああいうことになりましたけれども、現状において国の仕組みを、やっぱりこういう形でさらに応援をしてもらう必要があるものにつきましては、また今議会におきましても何かそういうものを検討できないかということにつきましては、我々も委員会の中でしっかりこれは考えていきたいというふうに思いますし、国や県に対する要請も行動していきたいと思います。

そして、その中で今回、この物価高騰の臨時交付金の追加で2,890万円、こちらに充てていただけたと、これは本当にありがたいことだなというふうにして思います。ありがとうございます。

そして、今言われましたのは、この臨時交付金はいつきの手当でありますので、その後のいわゆる構造改革あるいはいろいろな対応、安定的な経営に向けてしっかり考えていただいたということも分かりました。

今後とも文教民生常任委員会、しっかり取り組んでまいり、そういう考え方で本田委員長を先頭に我々も向かっております。どうか安心して暮らしていける郡上づくり、山川市長、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、3つ目に移らせていただきます。

令和7年度一般会計予算の附帯決議についてでございます。

もう申し上げるまでもなく、3月の予算特別委員会におきまして新年度予算審議で原案を可とするとともに、1つは「事業の廃止や予算の削減については市民生活への影響を考慮し、市民への十分な説明を行い、理解を得ること」、2つ目は「予算の執行状況について、検証を行いながら適宜

議会に報告し、必要に応じて見直しを検討されたい」と、こうした附帯決議を全会一致で決定し、これを本会議に報告の上、議決いたしました。

市長と市議会議員とともに市民が直接選挙で選ぶ二元代表制の下で、議会は自治体の意思を決定する権能とそれから執行部を監視する機能を担い、執行部と共にお互いに牽制し合うことによりまして地方自治の適正な運営を期するものとされております。

こうした仕組みの中で、私は今回のこの附帯決議は、市民の皆さんの声を基にした極めて重い議会の意思表示であり、執行部に対して対象の事務事業に取り組む際の指針をお願いする、示す、そういう取組であったと認識しておるところでございます。

森藤議長からは、議会におきましても、3つの常任委員会で所管ごとに廃止・削減された事務事業について市民生活への影響を判断し、議会としての検証を行おうと、こういうふうな呼びかけをされてみえます。

そして、そこで私も思うことは、市政全体として合併以来の課題を、これが顕在化してきている、そしてまた課題が拡大してきている現在、人口減少から求められる喫緊の行財政改革、こういうことが必要なだと、これも我々もしっかりと認識をしながら、木を見て森を見ずと、こういうことにはならないように留意しながら、このことにしっかり向かっていかなければいけないと考えておるところでございます。

実は過日、文教民生常任委員会、この協議会が議会前にありました。

すいません。スライド出してもらえますか、資料。出ていますか。

健康福祉部の部長さんから今年の重点方針が御説明をされた際に、これを御覧いただきたいと思えます。重点方針の一番下のところです。6番目に、「廃止・見直し事業について、市民等への説明の徹底と影響に関する検証の実施」と、こういうことを自ら部の重点方針として掲げてあったわけですね。私は正直に言いまして、驚いたというところとちょっとおかしいんですけど、議会の附帯決議をこれまで真摯に受け止めていただいて、これを重点方針に組み込んでいただいたということに感謝のそのとき気持ちが生まれました。

同時に、副市長からは、この検証につきまして各部で行うと、そして結果は一覧にして報告することになると、詳細の説明ではもちろんありませんが、要点をお話しされました。実際、その後、配られた広報あるいは折り込みチラシで、既にデータを示して様々な御説明のことが今なされております。

そこで、ここまで取り組んでいただいていることはよく分かりましたし、ありがたいと思っておりますが、この対象事業の市民説明の検証、やり方、そしてスケジュール感、さらには検証結果への対応等につきまして、財政を統括してみえる副市長から、具体的に市民向けにここでお話いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

乾副市長。

○副市長（乾 松幸） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の見直しにより、廃止、また縮小した事業でございますけども、これは予算編成作業を進める中におきましてその理由を明確にし、各所管課から事業の対象者への説明、周知を行い、御理解いただくよう指示しているところでございます。

そういった中で、令和7年度予算の執行が始まって2か月半たったわけでございますが、見直し事業に関する説明、周知の方法につきましては、先ほど議員がおっしゃられるとおり、ケーブルテレビをはじめ、広報紙、またホームページを活用しながら、担当課、また振興事務所の窓口、また関係団体の総会等々の会議の場において丁寧に事業を御説明し、御理解いただくよう努めているところでございます。

御意見やお問合せにつきましてですけれども、昨年12月以降、ホームページとかお手紙、電話など、秘書広報課でお受けしたものは10件程度となっておりますけれども、各事業の主管課には賛否両論多数御意見をいただいているようでございます。

そのうち秘書広報課で対応した御意見でございますけれども、高校生の通学補助の対象を拡充した制度改正におきまして、昨年度も対象だった親御さんから補助金が減額になったことに対する御不満の声でありますとか、今朝の新聞記事にありました図書館における新聞や雑誌の購読見直しに関する御要望の声、そういったものはいただいております。

今回の見直し事業の中でも、特に敬老会事業でありますとか長寿者の褒賞事業、在宅高齢者介護慰労金をはじめ、早い段階で市民の皆さんに関心を持っていただいている事業が幾つかあった健康福祉部におきましては、先ほど紹介されたように、部の重点方針として、説明の徹底と影響に関する検証の実施を掲げておるわけでございますが、これにつきましては、健康福祉部だけにとどまらず、全庁的に必要な取組だと思っております。

そういった中で、今後は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見も踏まえて、令和8年度予算編成が始まるまでに一定の評価をすることが必要と考えておりますので、9月の定例会におきましてある程度のお示しができるように、事業見直しの評価と検証を進めてまいりたいというふうに思っております。その結果を令和8年度の当初予算に反映させることになろうかと思っております。

今回の見直し事業の判断基準につきましては、さきの3月定例会におきましても、11番 長岡議員の一般質問に対し市長から答弁させていただいたとおりでございます。昨年の事務事業点検評価の結果でありますとか昨今の社会情勢、住民ニーズの変化、各事業のこれまでの実績を踏まえて、改めて各課の意見を聞いた上で個別の事業ごとに判断させていただいたものでございます。

いずれにしても、合併後20年という時間の中で、全国的ではありますが、人口の減少、少子

化、こういったことが大きく進んだことに対しまして、郡上市の安定した財政運営を目指すこと、そして若者に残ってもらう、帰ってきてもらうための郡上市づくりに向かっていきたいと考えております。

先ほど、議員から二元代表制の話もございましたが、議会も執行部も望むところは地域の発展と住民の福祉と、これに尽きると思っております。これまで以上に質のよいサービスを展開するために、御意見、御質問を賜りたいと思っておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。9月議会までにそういうお取りまとめをいただいて、そして発表もしていただけると、こういうことは、3月の附帯決議というものを本当に尊重していただいて、重く受け止めて、そして厳に対応していただけるということですので、本当にありがとうございます。

ただ、これは手続の話です。その中身の話につきましては、私は先ほど木を見て森を見ずと言いましたけど、一人一人の市民の皆さんにとっては1つの木が大事です。僕は、審議するに当たっては木も見る、山も見るという意味で言いましたけれど、やはり一人一人の方にとりましては、自分のことに関係した、そのことが一番大事なことです。ほかのことは関係ないことです。

そうして考えたときには、やはり、今回ずっと見てみると、結果が先に出て、切られている。あれ、こうなんかといって説明を受けてみるとこうだよということになるので、やはり予告といいですか、一定、市民の皆さんが心でそれを受け止めていただくあるいはこれはどうなんやろうと考えていただく、そのプロセスを大事にさせていただいて——今後ですね——そして、そのことで理解をいただきながら、そして着実に変革が成し遂げられていくという、それには僕はある程度の時間が必要なんでないかと。それがあれば、市民の皆さんも、よし、一緒になってあげていかまいかと、こういうことになるものが、いきなり切られては、何じゃこりゃと、こういう話になります。僕は今の受け止め方をさせていただいた姿勢を見ても、非常に真摯なお考えあるいはスタンス持っていますので、今後の在り方につきましては、ぜひそういう、予告というとおかしいですけど、前もって御相談を投げかけて、そしてそこで考えて咀嚼してもらう中で、こういうふうにしていこうと、こういうビジョンを実行していきたい、こんなような投げかけをしていただけると、手続の——私がべんこうなこと言ってもあれですけど、そんなようなことを思います。

正直言いまして、先ほど私が3月議会の後に各地区を歩いたと言いましたけれども、相当厳しいです。市民の皆さんの声は恐らく、山川市長はじめ、各副市長、部長、お聞きになっておるでしょうけども、相当厳しいです。

しかしながら、一方で、お話をしていくと、あ、そういうことななんと。先ほどの2番議員の大坪議員の質問についての新聞のことも、ああやって聞いてみると、あ、そういうことがあるなということが分かるわけです。だから、それがあって変わっていくという、そういう流れにしていいただければ、大いに、先ほど乾副市長が言われましたように、市民の皆さんとしてはタッグを組んで、この人口減少の郡上をしっかりとやり抜いていける、子どもや孫の時代に何とかやっていただける郡上をつくっていくと、そういうことがかなうんではないかと思います。

生意気なこと申しましたけども、我々も一生懸命汗をかきます。また、我々の仕事としては、市民の皆さんの声をしっかりと市に届けていくということが大きな仕事ですから、そういう取組をさせていただきたいというふうに思っております。

お礼と、そして今後へのまたお願いということになりましたけど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

というところで今ベルが鳴ってしまいましたので、4つ目は、質問はしませんが、趣旨だけお話をさせていただきます。

私、山川市政というものが、市民の持てる力を引き出して市の財政を助け、一方で民間経済のダイナミックな展開を期待させるものがあると、こういう期待を今持っております。

美並の子宝の湯、このリニューアルの取組でもそういう感じがしております。これ、まだ分かりません。僕も詳細は知っているわけではありませんけれども。しかし、これまでは市が応援して出していたんですね、お金を。それが今度、逆に地代をこっちに出していただいて、自分たちで工夫をされてやられるというそのやり方は、コペルニクスの転回の発想といいますか、そのくらいのことで、そういうことが今後の郡上づくりに大きく寄与するんだというふうに思います。

その中で、町屋敷越前屋について4つ目でお聞きしようと思いましたが、これはおいおい正式に発表されると思いますし、既にインターネット上は——一つだけ出してもらえますか。資料つけていますが。これは郡上市のホームページで、6月9日、つい数日前に発表されておりました。こういう形で、優先交渉権者も決まったということですし、審査会も終わったということですので、恐らくあそこをやり抜いていける、そういう提案があったんだということで私も期待をしております。

ぜひ成功していただけますように、私はやっぱりスタートアップにつきましては、6か月でなくて、3年くらいは応援をしていただくような形も、これは越前屋に限らず、企業が来れば固定資産税に代わる分の応援のお金を3年出すわけですから、そういう気持ちを持って応援をしていただく場面もまたひとつ検討していただけたらと、そんなことも考えております。現在、中身が分からん段階で私がそんなこと言ってもあれですけど。ぜひ、詳細お聞きしながら、いろいろな市としての支援策も考えていっていただきたいなと思っております。

それでは、時間が参りましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。

（午後 1時40分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 有 井 弥 生 議 員

○議長（森藤文男） 3番 有井弥生議員の質問を許可いたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番 有井でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。本日のラストとなりますが、よろしくお願いいたします。

今回は、森林資源の活用とリカレント教育を取り上げさせていただきます。

森林資源については、なかなか大きなテーマだと思いますけれども、新体制となりましたので、どのような方向性をお考えか、お聞きしたいです。

そして、リカレントは、聞き慣れない言葉かと思いますが、学び直しということで、これから必要となってきますので、後ほど質問させていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、ウッド・チェンジの推進についてです。

資料を御覧ください。

ウッド・チェンジは、暮らしの中に木を取り入れ、建築物の木造化・木質化などを通じて持続可能な社会を目指す取組です。

郡上市では公共建築物の木造化・木質化を積極的に推進しておられ、森林資源の活用や地場産業の振興において一定の成果が見られると思っております。

しかし、ウッド・チェンジの本来の目的である「身の回りのものを木に変える」という視点は、生活空間や日常利用の場面でどこまで浸透しているのでしょうか。例えば、市内の観光案内板やベンチ、学校の掲示板、図書館や道の駅の什器など、より身近な物品に郡上市産材を取り入れていくことで、景観形成や木育の推進につながると思います。

また、今後予定されておられる、ぎふ木遊館サテライト施設の整備においてはいかがでしょうか。子どもたちが木と触れ合うワークショップや市民参加型の木製品アイデア募集など通じて、木の魅

力を伝えながら、地域全体でウッド・チェンジを進めていく仕組みづくりができるかと思います。

ウッド・チェンジとは少し違う視点からお聞きしたいと思います。

近年、森林資源を生かした森林セラピーや森林レンタルが、健康、福祉、観光、関係人口拡大に有効な策として注目されています。

先日、東白川村から始まった森林レンタルサービスの現地視察に行っていました。

資料を御覧ください。

そのときの視察の写真です。このときは、東白川の地元の議員と、この代表の方から説明を受けました。

東白川では、1区画200～300坪を1年更新で募集しており、大変人気だということです。最初に17の区画を募集したところ、440人ほど応募があったということで、すごい人気だなというふうに思っています。

森林を好きに使っていいという、この自由さが人気のようでして、実際見学したところ、本当、皆さんそれぞれ工夫されて楽しんで利用されているなというのが見受けられました。

このサービスについては、全国にフランチャイズ展開をしておりますが、何と東白川村も村有林をレンタルされているそうです。こちらについては、初期投資やランニングコストはかからず、かつ森がきれいになり、そして収入として入ってくる、その間にヒノキも育てることができるということでした。

また、何度もおっしゃっていたのは、関係人口の創出につながったということをおっしゃっていました。二拠点生活者が増加した、利用される方が自ら情報発信をしてくださる、そういった場面も多く、大変地域への経済効果もあるということをお聞きしました。

郡上市でも、豊かな自然資源を生かし、森林環境譲与税や国の補助制度を活用した癒やしの森づくり、そして森林の貸出し・レンタル制度、こういったことの検討を進めることで、林業振興と福祉、教育、観光を融合した新たな地域循環モデルが築けると考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

ウッド・チェンジのこと、また木遊館のこと、森林レンタル、こういったことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

健全で豊かな森林づくりを進めるためには、「植えて、育てる」、そして「伐って、利用する」という森林資源の循環利用が必要となります。

また、木材については、コンクリートや鉄などに比べて製造時の二酸化炭素排出量が少なく、ま

た循環利用が可能な地球環境への負荷が少ない素材であり、木材利用を進めるということは地球温暖化の防止に大いに貢献するものでございます。

このため、市としましては、これまで教育、福祉施設等の木造化・木質化のほか、市産材住宅の建設支援など、積極的に木材利用を推進しております。

一方で、こうした取組を進めるためには、市民の森林や林業に対する理解が必要なんですけども、多く森林を有する郡上市においても、市民の森林や林業に対する関心は年々薄れつつあります。まずは身近なところから木に触れ、森林、林業への関心を持つ、こういうことをするため、新生児への木製玩具の配布や市内小中学校での森林環境教育など、ぎふ木育を進めていく必要があります。

今年度整備する木遊館サテライトは、まさに郡上市におけるぎふ木育の拠点となる施設でありまして、現在、木育指導者など木育関係者の意見も伺いながら、整備内容や運営方法などについて検討されているところでございます。

木遊館サテライトを多くの市民に活用していただきまして、森林や林業への関心を高めていただくことで、ウッド・チェンジの取組が進んでいくものと考えております。

また、森林セラピー、森林レンタルについてですけども、保健休養といった森林の木材生産以外の機能に着目した非常におもしろい取組だというふうに認識しております。市内にはキャンプ場やアクティビティ施設など、そういったものを運営する事業者が数多くあり、様々な体験メニューを提供してございます。

市としましては、事業者から要望や相談がありましたら、県や関係課と連携しながら、そういった取組みを支援してまいりたいと思います。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。地球温暖化防止にもよいというお話でしたが、木遊館のサテライトオフィス、こちらを活用した、例えば木育ですとか、そういったところでまたウッド・チェンジも進めていただける。そして、セラピー、レンタルについては、地元事業者と連携して進めていきたい、こういったお話だったかと思います。ありがとうございます。

ウッド・チェンジにつきましては、このリーフレットのとおりですけれども、10月が木材利用促進月間ということですので、またこういったイベントもしていただけるとよいかなというふうに思います。

では続いて、次にGークレジット制度、Jークレジット制度の今後の展開についてお聞きします。

こちらにつきましては、昨年9月議会で質問させていただきました。これは森林吸収量をカーボンスレジットとして価値化し、林業再生と脱炭素社会への貢献を両立させる仕組みです。

昨年9月の際には、令和12年度からの実施予定との御答弁いただきましたけれども、実際にはそ

れよりも早く、スピード感を持って準備が進められている印象を受けます。

この間に、Gークレジット制度のプロジェクト団体登録が市内事業者等で1件ございました。こちらのほうにも話を伺ってまいりました。地元建設業者から、クレジットの販売に関して大変多く問合せがあること、そして、この制度は持続可能な森林をつくるのに本当に有効な制度、そういったお話を伺いました。

先ほど御答弁いただきました伊藤部長ですが、本当にこの分野を所管される県のスペシャリストということをお聞きしています。その豊富な知見と実行力には大きな期待を寄せております。今後、市としてどのようなスキーム設計と体制整備を進めていかれるのか、またクレジットの創出と活用を地域経済へ波及させる仕組みづくりについて、現時点での方向性をお伺いします。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

Gークレジット制度及びJークレジット制度については、森林の二酸化炭素吸収効果を経済価値化したもので、林業経営において木材販売収入を補完する新たな収益源として非常に有望だというふうに捉えております。

郡上市は約9万ヘクタールもの森林を有し、豊富な森林資源に恵まれていることから、多くのクレジットを創出できるものと考えております。こうしたことから、市としましては、積極的に今年度、両制度に取り組んでまいります。

Gークレジット制度は、木材生産に不向きでも、森林の公益的機能の維持増進のため、県の森林環境税を活用して間伐を行った森林、Jークレジット制度については、森林経営計画を策定し、木材生産を行う森林が対象であり、現在、候補地の選定を行っているところでございます。順調に審査が進めばですけども、令和7年度に計画登録、そして令和8年度からクレジットの販売ができるんじゃないかなというふうに見込んでおります。

クレジットの創出量については、樹種や林齢にもよるんですけども、森林1ヘクタール当たり、毎年約4 t-CO₂となっています。1 t-CO₂当たりの取引価格を1万円と仮定すれば、100ヘクタールの森林から毎年約400万円の収益が上がることとなります。

得られた収益につきましては、森林づくりを目的とした基金に入れて、市有林の整備のほか、市内の民有林の整備の支援に充てていきたいなというふうに考えております。

なお、クレジットの販売先ですとか販売価格については未定なんですけども、森林づくりへの貢献という趣旨を御理解していただける企業等に購入していただきたいなというふうに考えております。

こうした市の取組が、今後、財産区や林業事業体へ広がり、市内の森林が健全で豊かになること、

森林の価値が見直されることを期待しております。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) ありがとうございます。すごく前向きなお話を伺えて、わくわくするなというふうに思いました。

令和7年度には計画、早ければ令和8年度からクレジットの販売というところで、400万円の収益という例もいただきましたけれども、こういった制度が本格化しますと、担い手の確保ですとか持続可能な資源循環、また地元建設業者からも郡上市産材ですとか森林資源を活用した環境建築、森林整備、新たな需要創出が見込めるかなというふうに思います。

このGークレジット、Jークレジットについては、今後も引き続き追いかけていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

大項目最後の質問になります。

本当にこちらは壮大なテーマだというふうに思っています。郡上市産材の価値を高める構想についてお聞きします。

こちらについては、以前より取り組んでいらっしゃるというふうに思うんですけども、その取組内容と今後の展開をお聞きしたいと思います。

先ほどお聞きしました木造化・木質化をはじめ、ウッド・チェンジの推進やGークレジット制度など進んでおりますけれども、これらを個別の施策にとどめず、郡上市産材そのもののブランド価値を高め、域内で循環・波及する構想はできないでしょうか。

今年度はグリーンプロジェクトも進められておられます。今後、市産材の価値を高め、戦略的に活用していくための市の構想とビジョンについてお聞きします。お願いします。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長(伊藤公博) お答えいたします。

木材は国際的に取引される商品であり、価格の大幅な値上がりというのは見込めません。

こうした中でも、着実に林業経営を行い、森林資源の循環利用を進めていくためには、施業地を集約化し、路網整備や高性能林業機械の導入など、木材生産コストを拡大していくことが必要です。

しかし、長期間にわたる木材価格の低迷などにより、多くの所有者は森林を負の財産と見るようになり、境界が不明確、相続未登記の森林が顕在化しており、このため、市のほうで、郡上グリーンプロジェクトとして今年度から、新たに森林境界の外縁のみを確定し効率的に施業地を集約化するスーパー入会林構想に取り組み、木材生産量の増大につなげることを目指しております。

現状では、市内の製材工場などが必要とする木材の量に対しまして市産材の供給量が追いついて

いないことから、まずはこうした事業所へ安定的に供給していくことに取り組んでまいります。その上で、新たな木材需要を確保し、収益性を高めていくためには、市産材のブランド化など高付加価値化が必要となります。

このため、郡上市森林づくり推進会議に設置しました木材ブランド化部会ですとか郡上森林マネジメント協議会などと連携しまして、市産材の高付加価値化について検討してまいります。木材生産者や製材・加工事業者、さらには建築事業者などの意見を集約しながら、市産材の価値を高め、木材販売収入の最大化を目指してまいります。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。この件についても、市内の事業者さんに状況とかをお聞きしたんですけれども、大変若くて意欲のある方が多いなというところで、今後期待しております。

今回、「木×森×暮らし×経済」ということで大変大きなテーマでしたけれども、それだけ郡上市の森林資源の活用については、私たちの暮らしや経済の面においても好循環が期待できると思います。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、大項目2のリカレント教育の質問に移りたいと思います。

まず初めに、社会人向けリカレント教育（学び直し）の構築について質問いたします。

資料をお願いします。

そもそもリカレントとは、学校教育から離れた後も生涯にわたって学び続け、必要に応じて教育と就労を交互に繰り返すことです。

近年、デジタルの進化、働き方やキャリア観が多様化する中、人生100年時代において、学び直しが必要となってきました。このリカレント事業については、文部科学省、また厚生労働省、経済産業省が連携して進めております。

次の資料をお願いします。

リカレントですとかリスクリングとか、いろんな言葉があって非常に分かりづらいと思ったので、この図で説明したいと思います。

リカレント教育にリスクリング、生涯学習とありますが、どこが違うかというのは、この図をまず御覧ください。

リスクリングは、企業が主体となって、従業員に必要なスキルを教育する。最近では、AIですとかITとか、そういったものが多いかなと思います。

リカレント教育は、個人が自発的に学び直し、得られた知識やスキルを仕事、キャリアで生かすことが目的となっております。

また、赤い枠は生涯学習になりますけれども、生涯学習は、充実した人生を送る、そういったことを目的としています。

この図を見ますと、生涯学習の中にリカレント教育が入っていたり、リカレント教育の中にリスクリングが重なっております。今回質問するのは、この緑の部分、リカレント教育についてお聞きます。

文部科学省では、このリカレント教育は、学校などでのプログラムの開発や充実、地域単位のプラットフォーム構築、学習基盤整備、こういったことに取り組んでいます。教育委員会の管轄かなというふうに思います。

郡上市では、シン・郡上学という新たな学びの枠組みがスタートし、地域資源を生かした生涯学習の推進を掲げられております。しかし、現時点では社会人向けのリカレント教育（学び直し）には本格的には着手されていないように感じます。

次の資料をお願いします。

こちらは、郡上市産業支援センターが働き方に関するアンケートを取られました。令和7年3月です。その中には、リスクリングに興味があるか、そういった質問がございました。興味があると答えたのは全体の64%、さらにいいますと、20代から40代女性については、興味があるが72%、また60歳以上の方におかれましても、興味があるは48%でした。本当に六、七割の方がもう一度学びたい、こういったふうに思っておられます。

ちなみに、もう一つ、事業者のアンケート結果も載せておりますが、リスクリングへの対応や支援ができるか、少しできるも合わせればそれなりにあるんですけども、できるとこたえた事業者は28%でした。

次の資料をお願いします。

例えば、埼玉県戸田市では、戸田市版リカレント教育として、地域の中小企業や社会福祉法人と連携した社会人向けカリキュラムを設計し、実践的な学びの機会を提供しています。

先ほどのアンケートでもありましたとおり、郡上市でも学び直しをしたいというニーズがあり、今後、地元企業や関係機関と連携した柔軟なプログラムの開発や、例えば夜間、休日、オンラインを活用した受講スタイルの導入など、社会人が学びやすい環境の整備を進めるべきと考えます。

市として、リカレント教育の構築に向けた今後の方針をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

教育委員会では、図書館での学び直しのための図書資料の購入でありますとか、放送大学などの教育機関の情報提供にとどまっており、生涯学習において、リカレント教育に関する講座、教室は

これまで実施しておりませんでした。

御質問のように、教育委員会としても、生涯にわたる学びの充実は重要と考えており、今年度から計画しております第4期郡上市教育振興基本計画においても、社会人向けリスキリング教育・リカレント教育の充実を考えております。

リスキリング教育とリカレント教育は、個人のキャリア発展と社会の持続的な発展に貢献することができ、生涯学習では、これらの教育アプローチを統合し、個人のニーズと社会の要請に応える包括的な学習システムとして、これまで生涯学習にあまり参加してこなかった働き盛り世代への学びの情報を提供するチャンスと捉えております。

このため、学習プログラムの情報提供やニーズ等を検証していきたいと現時点では考えております。

(3番議員挙手)

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。取り組んでいただける方向と認識しました。

先ほど、郡上市産業支援センターのアンケートの中で、リスキリングしたい内容という——ちょっとお載せはしていないんですけれども——ありまして、語学ですとかIT、手工芸、介護、そういったところはあったんですけれども、もう少し具体的な内容を、例えば20代から40代の女性、また60歳以上の方にニーズ調査をしていきたいなというふうに思っております。またその際にはお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、シン・郡上学における生涯学習のアップデートに関する質問をします。

郡上市では、公民館を拠点とした地域講座や文化協会による文化芸術活動、図書館による「大人の学校」、また歴史資料館、そういったところも各機関が特色ある学習機会を提供されております。

令和5年度、公民館における講座、行事開催数は890回、参加人数においては2万4,193人とお聞きしました。

そして、文化協会、こちらも令和7年4月1日現在においては、郡上市文化協会の加入団体数は123団体、会員数1,226人だそうです。この中には、アクティブシニアの方の御参加ですとかお力も本当に大きいんじゃないかなと思います。

しかし、人口減少や価値観の多様化が進む中で、学びの場も一層の進化が求められます。今後は公民館や図書館といった既存の地域資源を柔軟に活用し、また世代や分野を超えた学び合い、誰もが参加しやすい仕組みづくりが重要になってきます。

例えばですけれども、シニア世代の方が若者に技能を伝える、こういったメンタリングですとか、地域課題をテーマにした実践型の学び合い、そして、さらにはSNSやICTを活用したオンライ

ンコミュニティの形成など、多様な手法が考えられます。

これらを踏まえ、シン・郡上学を核とした生涯学習のさらなるアップデートに向けた市のお考えをお伺いいたします。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

シン・郡上学では、多様な他者との協働により、主体的参加や持続型・循環型、そして地域貢献・地域学校協働活動の視点で郡上学をさらに深め、市民がより親しむことができる郡上学へと進化させていきたいと考えております。

社会教育の学習過程を、自己成長や自己満足から地域貢献型の学びに転換することを目指しております。具体的には、修繕や美化活動を通じて地域、学校に貢献するD I Y講座でありますとかガーデニング講座、地域の歴史を学んで紹介する歴史ガイド講座などを予定しております。

これらは、受講者の生きがいとともに、ボランティア育成を通じて地域のつながりや地域づくりを促進し、子どもたちの社会的成長にも寄与しております。このアプローチは人のつながりづくりや地域づくりへと発展し、この循環サイクルが郡上学から進化したシン・郡上学の意義と考えます。

シン・郡上学を核とした生涯学習では、あらゆる世代の学びを実践型・課題解決型の学習を重視し、地域課題をテーマにした実践型の学び合いを通じて学習者の当事者意識を高め、学びを実生活や地域貢献に直接結びつく学習でありますとか、学びの成果を地域に還元し、さらにそれが新たな学びにつながるという循環型のシステム構築により持続可能な学習コミュニティの形成を行ったり、年齢や背景にかかわらず全ての市民が参加できる包括的な学習環境を目指すことで、多様な価値観を尊重し、お互いに学び合う社会の実現を目指してまいります。

郡上市の生涯学習は、より柔軟で、包括的で、そして地域の持続可能な発展に直接寄与するものとなることを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（森藤文男） 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） ありがとうございます。もう今の御答弁で本当に全て網羅されていて、本当、私が伝えたかったことがほぼ入っているなというふうに思いました。

このリカレント教育に行政が取り組んでいращやるところは、まだ国内でも少ないかなと思っております。教育委員会さんが手がけるとされれば、やっぱり学びのきっかけづくりですとか入り口、そういったところで、職業につなげるのであれば、またほかの機関との連携も必要になるかなと思いますけれども、またシン・郡上学のさらなるアップデートを期待しております。あり

がとうございます。

今回の質問について、関係機関の方ですとか子育て中の方にいろいろ御意見を伺いました。

その中では、今、60代だけれども何か始めたいと。何か県の無料のITパスポート講座という講座もあるようでして、そちらを受講したよとか、若い方の中には、夫が自営業とか副業を始められたから、もう少しExcelとか経理なんかも習いたい、そういったお話もありましたし、今、皆さんが徐々に活用されていらっしゃるチャットGPTとかインスタグラム、SNSをやってみたいという、少し高齢の方でしたけれども、そういった方も見えましたし、本当に様々なお声を聞きました。

日々大きく社会が変化しておりますので、適応していくためには、学び続けるということが求められています。人生100年時代を生き抜く上で、趣味というのもいいですけども、興味ある分野を学び続けるなど、生きがいを持つことが重要かと思います。

最後に、先ほど次長がおっしゃっていましたが、学び直しの意義は、学習を通して得たことを家庭や地域社会、そして自分自身に還元しながら循環させていくことです。つまり、社会の誰かの役に立つ、そういったことだと思います。地域社会全体で学び直しを支える仕組みづくりを行っていけると本当によいと思います。

少し早いですが、以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、有井弥生議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 2時24分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員